

2 新型コロナウイルス感染症の発生届

(1) 届出対象

- ・患者（確定例）
- ・無症状病原体保有者
- ・疑似症患者（入院症例に限る）
- ・感染症死亡者の死体
- ・感染症死亡疑い者の死体

(2) 届出方法

直ちに、厚生センター・支所又は富山市保健所へ電話にて報告した後、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」(HER-SYS) に入力を行う。

事務担当

富山県厚生部健康課感染症・疾病対策班 TEL 076-444-4513

富山市保健所保健予防課 TEL 076-428-1152

別記

- 1 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令について（施行通知）（令和2年10月14日付け健発1014第9号厚生労働省健康局長通知）
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）（令和2年10月14日付け健感発1014第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）
- 3 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）（令和2年10月14日付け健感発1014第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）
- 4 「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を活用した感染症発生動向調査について」の改正について（令和2年10月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
- 5 「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を活用した感染症発生動向調査について」に関するQ&Aについて（その4）（令和2年10月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）